

都市公園事業

平成20年度		再評価						
事業名(箇所名)	淀川河川公園	担当課	都市・地域整備局公園 緑地・景観課			事業 主体	国土交通省 近畿地方整備局	
		担当課長名	小林 昭					
実施箇所	大阪府大阪市、守口市、寝屋川市、枚方市、摂津市、高槻市、島本町、京都府八幡市、大山崎町							
該当基準	再評価実施後5年が経過している事業							
事業諸元	国営公園整備：計画面積1216ha、供用面積225.7ha 国営公園維持管理：供用面積225.7ha等							
事業期間	事業採択	昭和47年度	完了	平成41年度				
総事業費(億円)	418		残事業費(億円)		205			
目的・必要性	淀川河川公園は、淀川の広大な河川敷を活かし、京都府・大阪府にまたがる約1,000haを超える面積について、河川と一体となって、その自然環境の保全と調和して、広域の利用を推進							
便益の主な根拠	誘致距離 20km 誘致圏人口 1,045万人							
事業全体の 投資効率性	基準年度		平成19年度					
	B:総便益 (億円)	19,847	C:総費用(億円)	1,093	全 体B/C	18.16	B-C	18,754
事業の効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川河川公園は、昭和48年の一部開園以来、年間約500万人と多くの公園利用者に親しまれ、自然観察、スポーツ、行楽等の様々なニーズへの対応とともに、災害時における避難地としての指定等も受けており、その整備効果は高い。 ・淀川水系河川整備計画に基づき、自然環境の保全と利用との調和を図るべく有識者からなる委員会を開催し、パブリックコメントを行うなどして平成20年8月に基本計画の改定を行ったところで、今後は、淀川の河川・自然環境の特性や、地域のニーズを考慮しながら整備を実施する。 ・自然環境の保全・再生を基調とした整備・維持管理によるコストの縮減を図るとともに、維持管理における市民参画の推進を図る。 ・淀川河川公園は、従来、点的にしか扱われなかった近畿圏における公園緑地を線的に結びつける役割を果たすとともに、広く他府県にまで利用圏をもっていることから広域的レクリエーション需要に対応しており、今後は新しい基本計画に基づき河川事業と連携しながら自然環境の保全・再生を図るとともに地域と連携して淀川らしい利用を推進していく。また、現時点においても京阪神都市圏においては、都市公園・緑地面積は不足している状況であり、市街地に公園用地を確保することが困難なことから淀川の河川整備によって生み出される河川敷を有効に利用していくことが必要である。 							
社会経済情勢等の 変化	利用圏内人口等社会経済情勢の変化 上位計画(近畿圏整備計画、淀川水系河川整備計画)の変更							
事業の進捗状況	既供用面積 225.7ha 進捗率 51.0%							
事業の進捗の見込み	今後は、新しい基本計画に則って、淀川の河川・自然環境の特性や、地域のニーズを考慮しながら、淀川河川公園の整備を進捗							
コスト縮減や代替案立案 等の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・親自然型の整備・維持管理による整備・維持管理コストの縮減、ロングライフ製品の使用によるライフサイクルコストの低減、維持管理等への市民参画の推進によるコスト縮減 ・代替案立案等の可能性無し 							
対応方針	継続							
対応方針理由	-							
その他	-							

